山形市インターンシップ実習生受入れ要領

第1 趣旨

この要領は、大学等が実施するインターンシップにより本市に派遣される学生(以下「実習生」という。)の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 実習生の要件等

- 1 受入れの対象となる者は、インターンシップに基づく実習(以下「実習」という。) の実施に関し、本市との間で覚書(別記様式第1号)を締結した大学(短期大学を含む。)又は大学の学部(以下「派遣学校」という。)に在籍する学生とする。
- 2 一の派遣学校から受け入れる実習生は、若干名とする。

第3 実習生の決定

- 1 派遣学校の長は、実習を希望する学生があるときは、文書により市長に推薦するものとする。
- 2 市長は、前項の推薦があったときは、推薦の内容を審査のうえ実習生を決定し、その 結果を当該派遣学校に通知するものとする。

第4 実習生の身分

受入れの際の実習生の身分は、学生のままとする。

第5 実習内容

実習内容は、本市の業務のうち、次に掲げるもの以外の業務に関するものについて、 実習生の希望をもとに調整し、決定する。

- (1)危険を伴う業務
- (2) 個人情報などの秘密事項を取り扱う業務

第6 実習期間等

- 1 実習期間は、おおむね1週間とする。
- 2 実習時期については、派遣学校と調整のうえ、決定する。

第7 誓約書

守秘義務の遵守等を誓約させるため、実習生から事前に誓約書(別記様式第2号)の 提出を受けるものとする。

第8 経費の負担

実習は、無報酬とし、交通費、保険料等の必要経費は、実習生の負担とする。

第9 損害賠償責任等

1 実習期間中に実習生の故意又は重大な過失により本市又は第三者に損害が生じたときは、実習生及び当該実習生を推薦した派遣学校がその賠償の責を負うものとする。

2 実習中に本市の責に帰さない事故又は災害が発生したときは、実習生及び当該実習生 を推薦した派遣学校の責任において処理するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成14年7月9日から施行する。

附則

この要領は、平成24年6月12日から施行する。

山形市インターンシップ実習に関する覚書

山形市長 ○○(以下「甲」という。)と○○(以下「乙」という。)は、インターンシップに基づく実習(以下「実習」という。)に関し、次のとおり覚書を確認する。

(総則)

第1条 乙は、乙の学校又は学部に在籍する学生の希望に応じ、当該学生を甲に派遣し、 甲は、審査のうえ適当と認めるときは、それを受け入れるものとする。

(実習生の推薦)

第2条 乙は、前条の規定による派遣を希望する学生がいるときは、当該学生に次条から 第9条までに掲げる事項を確認のうえ、文書により甲に推薦するものとする。

(実習生の身分)

第3条 甲は、乙の学生の身分を保有したまま実習生を受け入れるものとする。

(実習時期)

第4条 実習時期は、甲乙協議のうえ、別に定める。

(実習内容)

- 第5条 実習の内容は、甲の業務に関するものとする。
- 2 前項の実習のプログラムの作成については、乙は、甲に一任するものとする。

(誓約書)

- 第6条 実習生は、実習開始前に別に定める誓約書を甲に提出するものとする。
- 2 実習生に誓約書に反する行為があったときは、甲は、乙と協議のうえ、実習を中止することができる。

(報酬等)

第7条 実習は、無報酬とし、交通費、保険料等の必要経費は、実習生の負担とする。 (賠償責任)

第8条 実習生が実習期間中に故意又は重大な過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙及び実習生がその賠償の責を負うものとする。

(事故の発生)

第9条 実習中に甲の責に帰さない事故又は災害が発生したときは、乙及び実習生の責任 において処理するものとする。 (有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から〇年〇月〇日までとする。ただし、 期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、さらに 1年間この覚書を更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に疑義のある事項については、甲乙協 議のうえ、定めるものとする。

この覚書の確認を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 山形市長

Z

誓約書

年 月 日

山形市長様

学校名

氏 名 即

私は、貴市においてインターンシップを実習するにあたり、下記の事項を厳守すること を誓います。

記

- 1 条例、規則その他法令を守り、貴市の信用を傷つけるような行為はしません。
- 2 実習中に知り得た秘密については、一切他に漏らしません。
- 3 職場秩序を守り、貴市の担当者の指示に従います。
- 4 故意あるいは重大な過失により貴市や第三者に損害を与えたときは、その責を負います。
- 5 通勤途中及び実習中の貴市の責に帰さない事故、災害については、自己の責任において処理します。